

労使間のトラブルでお悩みの 労働者、事業主のみなさまへ



～「個別労働関係紛争あっせん」をご利用ください～

秋田県労働委員会では、労働者個人と事業主との間で発生した解雇や労働条件をめぐるトラブル（個別労働関係紛争）が双方の話し合いにより解決されるよう支援（あっせん）をしています。

◆たとえば、こんなことでお困りではありませんか？



労働者

正社員
パートタイマー
アルバイト
契約社員
派遣社員など

- 突然解雇された、解雇を告げられた。
- 一方的に賃金を引き下げられた。
- 職場で上司からいじめを受けている。



事業主

- 解雇、雇止めに納得がいかないと言われ、もめている。
- 社員が配置転換を拒否して従ってくれない。
- 社員に業務上の指導をしたら、パワハラを受けたと主張され、困っている。

話し合ったけれども解決しない… 話し合いに応じてくれない…

◆このようなトラブルの解決には 「個別労働関係紛争あっせん」が便利です！

あっせんでは、当委員会の公益委員（弁護士等）・労働者委員（労働組合役員等）・使用者委員（会社経営者等）各1名ずつのあっせん員が、労働者と事業主の双方から主張をお聞きし、専門的立場から助言等を行い歩み寄りを勧め、あっせん案（解決案）を提示して解決を図ります。

労働者・事業主
のどちらからでも
申請OK



利用無料
非公開・秘密厳守

公・労・使のあっせん員3名が円満な解決に向けてお手伝いします。

※労使間のものでない争い、裁判所など他の機関で解決済みや係争中の労使紛争などは取り扱いません。

秋田県労働委員会事務局

裏面もご覧
ください。



あっせんのおおまかな流れ

あっせん申請
あっせん申請書の提出(当事者双方かどちらか一方)

事務局職員による事前調査
当事者双方からトラブルの内容などを聞き取り

あっせん
解決に向けた話し合い、あっせん案の提示など

解決
あっせん案に合意

打ち切り
話し合い不調など

※申請を希望される場合は、事前に労働委員会事務局にご相談ください。

※相手方があっせんへの参加を拒否して、打ち切りとなる場合もあります。

あっせんの事例(解決例)

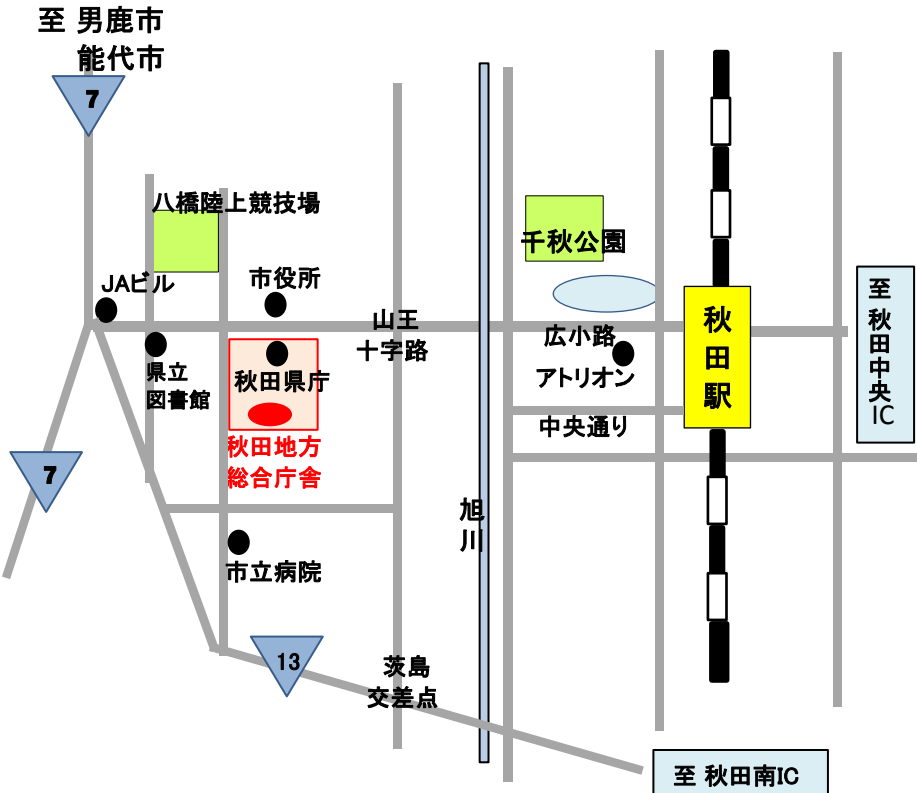
■解雇■

Aさんは、会社で受付事務を担当していましたが、社長から突然解雇予告を受けました。解雇理由は、日頃の勤務態度、遅刻、配置転換の拒否などでした。Aさんは、これらの解雇理由は事実ではない部分があり納得できないとして、あっせんに申請しました。
→ あっせんの結果、Aさんが解雇を受け入れる一方、会社がAさんに解決金を支払うことで解決しました。

■職場でのいじめ■

Bさんは、上司からささいな仕事上のミスを大声でどなられるなどのいじめを受けた結果、精神的なダメージが蓄積し、医師から自宅療養を要すると診断されるほどの状況になり、やむを得ず退職しました。そこで、会社に経済的、精神的損害の補償を要求してあっせんに申請しました。
→ あっせんの結果、会社は上司の言動に対する対応の悪さや管理不足を認め、Bさんに解決金を支払うことで解決しました。

※これらの事例と同様のトラブルであっせんを行った場合でも、その結果が事例と同じになるとは限りません。



お問い合わせ、あっせん申請のご相談はこちらまでどうぞ

秋田県労働委員会事務局
審査調整課 調整班
秋田市山王四丁目1番2号
秋田地方総合庁舎4階
TEL:018-860-3284
FAX:018-860-3286



秋田県労委 **検索**